

白岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

都市計画法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第5条関係（法第34条第12号の規定により定める開発行為）

第6条関係（令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等）

既存の集落区域に災害危険区域等、災害リスクの高いエリアを含まないことが法令上明確化されることに伴い、引用条文を「政令第8条第1項第2号」から「政令第29条の9各号」に改めるものである。

改正後	現 行
政令第29条の9各号	政令第8条第1項第2号
1 建築基準法第39条第1項の <u>災害危険区域</u>	ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
2 地すべり等防止法第3条第1項の <u>地すべり防止区域</u>	ハ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
3 <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>	二 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防止する等のため保全すべき土地の区域
4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の <u>土砂災害警戒区域</u>	
5 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の <u>浸水被害防止区域</u>	
6 水防法第15条第1項第4号の <u>浸水想定区域</u> のうち、（中略）住民その他の者の生命又は財産に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域	
7 前各号に掲げる区域のほか、第8条第1項第2号ロから二までに掲げる土地の区域	

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。